

伊丹市公設市場指定管理者選定委員会 市民公募委員 募集要項

1. 目的

本市では、市内の農業生産の振興を図る拠点施設として伊丹市公設市場の機能をより充実させることを目的として、第3期目（令和9年4月1日から令和14年3月31日まで）の5年間の指定管理者を選定するにあたり、市民協働参画の主旨から下記のとおり市民公募委員を募集する。

2. 審議会の名称

伊丹市公設市場指定管理者選定委員会

3. 審議会の設置目的

伊丹市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第18条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を行い、答申する。

- ・ 審査項目及び審査方法の設定について審議を行うこと。
- ・ 事業計画の内容を、施設の目的を効果的に達成できるものであり、かつ、管理経費の縮減が図られるものであるかについて審査を行うこと。
- ・ 指定管理者の選定に関する事項を調査し審議すること。

4. 応募資格

令和8（2026）年7月1日現在、満18歳以上で市内に在住、在学、在勤の者。ただし、本市職員、本市市議会議員、本市の他の審議会の委員、本委員会の審議内容に関する利害関係者を除く。

5. 公募人数

1名

6. 選考方法

本市総務部長、総合政策部長、財政基盤部長、都市活力部長、産業振興室長の計5名による書類選考を行う。

なお、申し込み後であっても次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 応募資格を満たさない者

イ 申込期限を越えて申込書等を提出した者

ウ 小論文の字数を大幅に超過または申込書及び小論文以外の書類を添付した者

7. 任期

委嘱の日から答申日まで

(令和8年8月上旬から、10月下旬までの間に2回程度の選定委員会を開催予定)

8. 委員報酬

1回の会議につき、10,700円

マイナンバーの確認を行った上で後日指定口座に振込みとする。

9. 申込方法

農業政策課に備え付け又は伊丹市ホームページに添付の応募用紙に必要事項を記載の上、

小論文〔テーマ「伊丹市公設市場における指定管理者の選定において、市民の立場から重視すべき視点」 (任意様式, 文字数 800 字以内)〕、および応募資格誓約書に添えて6月30日(火曜日)までに農業政策課まで持参、もしくは郵送(必着)にて提出すること。

10. 問い合わせ先

伊丹市都市活力部産業振興室農業政策課

〒664-8503 伊丹市千僧1-1

電話 (072) 784-8050 (直通)

メールアドレス: nogyoseisaku@city.itami.lg.jp